

不自由展使用求め提訴

6月27日に大阪「不自由展」許可撤回をレポートしたが、大阪日日7月1日の表題記事を抜粋して紹介する。

大阪府立労働センター「エル・おおさか」で開催予定だった「表現の不自由展かんさい」の会場利用許可をセンター側が取り消した問題で、主催する実行委員会側は30日、処分は違法だとして、センターを運営する府の指定管理者に撤回を求め、大阪地裁に提訴した。処分の効力停止も申し立てた。民事訴訟の仮処分申請に当たる。

大阪府の吉村洋文知事は「施設の管理運営を考えると取り消すべきだ」と処分に賛意を示していた。一方、原告の代理人弁護士は、処分は「表現の自由」を保障した憲法21条に反すると主張。関西の市民有志でつくる実行委は予定通りの7月16～18日の開催を目指す。実行委は「あらゆる事態を想定し、会場側や府警と打ち合わせをしてきた」と指摘。開催中は弁護士を常駐させるなど自主警備体制も取るとしていた。原告側の弁護士は「対立をはらんだ展示や集会が公的施設で堂々と開催できることは、表現の自由が守られるという例を示す意味で重要だ」と語った。

地方自治法は公共施設の利用に関し自治体が正当な理由がない限り市民の利用を拒めず、不当な差別的取り扱いをするのを禁じている。公共施設での集会などは無関係な市民の人権や利益と衝突することもあるが、過去の裁判例では、施設利用の拒否を厳しく制限する判断が相次いでいる。

大阪府泉佐野市の市民会館で過激派団体が集会を開くことを不許可とした市側の対応を巡る最高裁判決(1995年)は、施設利用の不許可は「明らかな差し迫った危険」が予測される場合に限定されるとの判断枠組みを示した。

朝日7月3日社説「芸術と行政」で、大阪の問題も取りあげ、次のように指摘する。最高裁は「危険が具体的に明らかに予測される場合に初めて、不許可にできる」と判断している。警察と協議するなど、開催に向けて施設側がどれだけ努力を重ねたのかが問われることになりそうだ。

なお、憲法21条第1項は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」としている。

地方自治法第244条では、下記のように明記されている。

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取り扱いをしてはならない。

(2021年7月5日)